

第 7 5 号議案

ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立文化施設条例（令和 2 年ふじみ野市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 2 の表を 3 の表とし、1 の表の次に次の 1 表を加える。

2 東文化施設屋外イベントスペース

時間	午前 9 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで
施設名		
屋外イベントスペース	円 2, 2 5 0	円 3, 0 0 0

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（準備行為）

- 2 東文化施設屋外イベントスペースの利用の許可に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

令和 6 年 1 1 月 2 8 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

ふじみ野市立文化施設の東文化施設に屋外イベントスペースを設置するため、ふじみ野市立文化施設条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。